

競争入札参加資格者の指名停止を行いました

「玄海町建設工事・委託業務に係る指名停止等に関する規程」により、指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行いました。

1 指名停止対象業者及び指名停止期間

(1) 対象業者：前田建設工業株式会社

(東京都千代田区富士見2-10-2)

町の登録：前田建設工業株式会社 九州支店

(福岡県福岡市博多区博多駅東2-14-1)

期 間：令和8年6月24日 から 令和8年7月23日まで(1か月)

2 指名停止の理由

対象業者の九州支店社員は、八代市が発注した八代市庁舎建設工事の入札に関し、八代市議らに対し、贈賄行為を行った。

なお、前田建設工業株式会社九州支店社員の贈賄行為については、公訴時効が成立している。

3 指名停止期間の根拠

【玄海町建設工事請負・委託業務に係る指名停止等に関する規程】

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1か月以上 9か月以内

4 令和6・7年度建設工事等の発注実績

なし